

施設分類ごとの保有すべき施設数(草稿案)

小分類	市名	南砺市	湯沢市	氷見市	砺波市	保有すべき施設の規模及び考え方	
	基準日 合併有無	H31.3.31 H16 (4町4村)	H29.4.1 H17 (1市2町1村)	H26.4.1 —	H27.3.31 H16 (1市1町)	施設数	【上段】公共施設等総合管理計画における「管理に関する基本的な考え方」 【下段】〔改訂に向けて考慮すべき点〕
	人口	51,327	46,613	47,992	49,000		
	面積	668.60	790.90	230.56	127.03		
	人口密度	76.8	58.9	208.2	385.7		
小学校		9	11	12	8	8	地理的要因等に配慮しつつ「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」に従い、適正規模(12～18学級)の基準を満たすよう統廃合を進めます。 〔H31.3末時点の0歳児数284人(H30.10～R1.9間の出生数は253人)をもとに文部科学省の基準に当てはめ、35人学級で試算すると1学年当たり8.1学級となり、4校程度となることを踏まえ、教育のあり方も含めて検討する必要があります。〕
中学校		8	6	6	4	7	地理的要因等に配慮しつつ「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」に従い、適正規模(12～18学級)の基準を満たすよう統廃合を進めます。 〔H31.3末時点の0歳児数284人(H30.10～R1.9間の出生数は253人)をもとに文部科学省の基準に当てはめ、35人学級で試算すると1学年当たり8.1学級となり、2校程度となることを踏まえ、教育のあり方も含めて検討する必要があります。〕
保育園		12		6	9	11	基本的に維持しますが、少子化の進行に応じて集約を進めます。 〔H31.3末時点の0歳児数284人(H30.10～R1.9間の出生数は253人)を踏まえた適正保有数と保育のあり方を含めて検討する必要があります。〕 〔隣接する保育園の入所者数が、いずれかの園の定員を下回った場合には統合を検討する必要があります。〕
庁舎		8	4	1	2	1	1箇所に集約します。行政センターに市民窓口機能を残している施設は、原則として更新は行わず、点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については使用を中止し、民間施設を含め地域内の施設との複合化を進めます。

小分類	市名	南砺市	湯沢市	氷見市	砺波市	保有すべき施設の規模及び考え方	
	基準日 合併有無	H31.3.31 H16 (4町4村)	H29.4.1 H17 (1市2町1村)	H26.4.1 —	H27.3.31 H16 (1市1町)		
	人口	51,327	46,613	47,992	49,000	施設数	【上段】公共施設等総合管理計画における「管理に関する基本的な考え方」 【下段】 <u>〔改訂に向けて考慮すべき点〕</u>
	面積	668.60	790.90	230.56	127.03		
	人口密度	76.8	58.9	208.2	385.7		
児童館	4			1 (保健センター)	5	1	市民活動の拠点施設である交流センターなどとの機能の複合化などを通じて、すべての児童館機能を維持します。建物更新時に、他施設との複合化を進めます。
子育て支援センター	8			1 (保健センター)	5	7	基本的に維持しますが、少子化の進行に応じ保育園の統合に併せて再編を進めます。 また、運営のあり方について保育園審議会の答申等により方向性を定めていきます。 <u>〔類似自治体の砺波市で5施設、氷見市で1施設であることを踏まえ、行政として提供すべきサービス量を検討する必要があります。〕</u>
その他子育て支援施設	2	10		1 (保健センター)	8	0	機能を同地域内に立地するその他の施設へ移管していきます。
介護福祉施設	13	1		1	3	5	民間事業者によるサービス提供が困難な場合に補完することとし、五箇山地域の施設を除き、すべての施設を譲渡します。 <u>〔五箇山地域の施設については、人口、利用状況及び建物の老朽度合等を勘案しながら統合を検討していきます。〕</u>
その他の社会福祉施設	7	5		1 (保健センター)	7	0	民間事業者によるサービス提供が困難な場合に補完することとし、基本的には市では運営しません。
保健センター	5	1		1		2	健康診断を他の公共施設で実施するなど、行っているサービスを維持しながら集約を進めます。
診療所・医療センター	4	1				3	民間病院などを含めた地域医療の提供状況を踏まえるとともに、地域包括ケアのあり方を勘案しながら施設としての必要性を検討します。 <u>〔人口、利用状況及び財政負担等を考慮する必要があります。〕</u>
防災センター	1					1	防災センターは維持します。
その他消防施設	32	196		20	21	32	全ての消防施設の維持を基本としますが、消防団組織の見直しにあわせて集約を進めます。
その他行政系施設	5					5	すべての移動通信基地局と地域包括ケアセンターは維持します。
市営住宅	24 (公402、他151) ※	11 (公:192、他17) ※	7 (公87、他12) ※	8 (公316、他72) ※		12	公営住宅は、人口動向と市民ニーズを勘案しながら、総数の適正化に努めます。 <u>〔特定公共賃貸住宅は、民間施設の活用も踏まえて縮減を検討していきます。〕</u>

※「公」とは公営住宅、「他」とは特定公共賃貸住宅、賃貸住宅、定住促進住宅を含む公営住宅以外の住宅。